

東京駐車協会／令和5年度事業計画

自 令和 5年4月 1日

至 令和 6年3月31日

まちづくりと連携した駐車場の配置など都市政策や交通政策を踏まえた駐車場のあり方が求められている。情報通信技術の進展やDX化の動きは、キャッシュレスをはじめとした駐車場のレス化やスマートフォンを活用した新たなビジネススタイルをもたらし、駐車場事業自体のあり方を変えつつある。

自動車業界は百年に一度の大変革期を迎えつつあるといわれ、CASE、すなわちコネクティッド、自動運転、シェアサービス、EV の話題が日々報じられている。また、公共交通との棲み分けや新たなモビリティの登場などを包含した移動サービスとしてのMaaSの中に自動車を含むモビリティ全体が組み込まれ、駐車場の位置づけも変化していく状況にある。

駐車場が交通の結節点としてどのような進化を求められるか予測することは難しいものの、駐車場のあり方は変容することになるだろう。この時代の潮流の中で業界が社会に貢献し、利便性向上を図っていくためには、国や東京都等の政策、駐車場に関連する新たな動きを常に注視し即応せねばならず、そのために協会としては、価値ある情報を広く収集し、会員及び駐車場関係者にタイムリーに発信していく必要がある。

また、協会に新たな風を吹き込み、会員相互の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を活発に行うことが、業界の発展・成長に寄与すると考える。

予断を許さない新型コロナウイルスへの対応に配慮しつつ、本年度は6つの活動基本方針を掲げ、協会活動を実施していく。

1. 活動基本方針

- (1) 会員相互の情報交換・意見交換及び相互啓発を促進する。
- (2) 価値のある情報をより多く収集し、会員等に広く情報発信する。
- (3) 新規会員の入会を促進する。
- (4) 協会独自事業（駐車場案内標識事業）を強化する。
- (5) 上部団体である全日本駐車協会が行う事業活動を中核協会として積極的に支援し、また、各地駐車協会との連携を強化する。
- (6) 東京都他関係官庁の各種施策への協力や意見具申を積極的に行う。

2. 理事会活動

4月、5月、9月、11月に定例理事会を開催する。(年4回)

必要に応じて臨時理事会を開催する。

3. 委員会活動

- (1) 委員会は、総務委員会他、計6委員会をもって構成する。
- (2) 委員会は、理事会の補助機関として、別に定める令和5年度各委員会検討事項に基づいて、それぞれ所掌する事項について活動を行う。
- (3) 委員会は、対面で開催する委員会をオンラインで結ぶハイブリッド方式の会議とする。
- (4) その他、社会情勢の変化に伴う諸問題等に対応するため必要な場合には、理事会の承認を得て特別委員会を設置する。

4. 組織活動

- (1) 駐車場事業者及び関連事業者との全国的な交流・駐車場関連情報の入手・団体パーキング保険加入等の当協会会員のメリットを訴求し、入会を促進する。
- (2) 各種研修会や見学会等を通して、会員相互の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を促進し、また、必要に応じて、コンサルタント・学識経験者等の紹介や会員相互のマッチングを推進する。
- (3) 組織に新たな風を吹き込むべく、新たな技術やスタイルで駐車場ビジネスに取り組む会員等の協会活動への積極的な参加を促す。
- (4) 全日本駐車協会独自事業（団体パーキング保険・全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」）に対する協力支援を行い、更なる普及促進に努める。

5. 調査研究活動

- (1) 会員駐車場調査については、会員が回答しやすいWeb アンケートシステムを導入し、有効回答数を増やすなど調査をより充実したものとしていく。（紙のアンケート用紙も併用）
- (2) 協会内外のネットワークを拡充し、駐車業界に關係する新技術・新ビジネスや直面する経営課題等に関する情報収集・調査研究を行う。主な対象は次の通り。
 - ①情報通信技術等の活用による駐車場の新しいビジネスモデルや様々なレス化等に関する事項
 - ②最新駐車場機器、リニューアル事例、安全対策、バリアフリー対応、環境・景観対応等に関する事項
 - ③CASE やMaaS など駐車業界に關係する動きとそれによって変化する駐車場や街路のあり方に関する事項
 - ④海外の駐車業界に關連する事項
- (3) 東京都他關係官庁の駐車場關連施策等、次のような内容について情報収集を行う。
 - ①駐車場条例、駐車場整備計画、附置義務制度、荷捌き駐車対策、自動二輪車対策、観光バス駐車対策
 - ②駐車場施策と關係するまちづくりや交通政策
 - ③バリアフリー対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止、飲酒運転の根絶
 - ④EV 充電設備助成等のEV 車普及促進施策

6. 教育研修活動

当協会が主催する春季駐車場研修会について、会員のニーズを踏まえたタイムリーな企画にするなど内容の充実に努める。また、全日本駐車協会主催の研修会等を積極的にサポートする。

7. 広報活動

- (1) 駐車業界に關係する各種情報、東京都他關係官庁の施策等に関する情報、協会活動・会員に関する情報等を、幅広くかつタイムリーに会員に発信する。
- (2) 機関誌「PARKING」の当協会広報ページ「PARKING IN TOKYO」とホームページそれぞれの特徴を活かした有効な情報発信に努める。
- (3) 会員メールアドレスの登録数を増やし、機関誌、ホームページとともに、情報提供や連絡手段として積極的に活用する。
- (4) 機関誌の電子ブック化と、ホームページの会員専用ページの活用について検討する。

8. 駐車場案内標識設置活動

- (1) 駐車場設置者・運営者等に対して、駐車場案内標識事業及び公益財団法人東京都道路整備保全公社の助成金制度を周知し、標識の新規設置を促す。
- (2) 設置者による日常点検の実施を促進し、設置後一定の年数を経た標識、損傷が見られる標識の建替等を促す。

9. 関係官庁の推進する施策への協力

東京都他関係官庁と良好な関係を継続し、各種施策の周知徹底に加え、各種委員会等に参加し、意見具申を行う。

10. 協会事務局事務所の移転

本年9月～10月に予定している協会事務局事務所の移転を協会活動に支障が生じないようにスムーズに行う。

以 上